

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、蛙子池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橋本地区）を行うことについて平成26年10月1日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成26年11月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成26年10月28日

香川県知事 浜 田 恵 造